

船橋市男女共同参画推進に関する提言書

令和 6 年 3 月

第 17 期船橋市男女共同参画推進委員会

はじめに

船橋市では、平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成13年に第1次船橋市男女共同参画計画、平成24年に第2次計画、その後、5年毎に計画を策定し、男女共同参画を推進するための様々な施策を実施しています。

現在の第4次計画は、計画期間を令和4～8年度とし、新型コロナウイルス感染症の拡大、テレワークの推進、ジェンダー平等に向けた潮流など社会情勢が大きく変化する中、目標を「人権が尊重され、男女が平等である社会」と掲げ、男女が共に活躍できる環境づくり、安全・安心な暮らしの実現、配偶者等からの暴力の根絶、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備などの男女共同参画社会を実現するうえで、市として取り組んでいかなければならない課題に対応するために策定されました。

国においては、一部改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が令和4年度に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」が昨年4月に全面施行されました。また、昨年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行されるなど、男女共同参画の推進に向けた取り組みが進んでおり、船橋市においてもより一層の取り組みが求められております。

私たち第17期船橋市男女共同参画推進委員会は、船橋市の男女共同参画社会形成の推進にあたり必要な事項について広く意見を求めるため、第4次計画策定後の令和4年8月に発足しました。

2年間の任期で7回の会議を開催し、第4次計画の進捗状況についての点検・評価及びその後の取り組みの検討を行ってまいりました。その成果を今回、「船橋市男女共同参画推進に関する提言書」にまとめました。

船橋市においては、本提言書の趣旨を十分に理解いただき、第4次船橋市男女共同参画計画の基本理念のもとに各事業を着実に進め、船橋市における男女共同参画が更に推進されることを期待いたします。

令和6年3月

第17期船橋市男女共同参画推進委員会
会長 大石 聡子

1. 女性の参画拡大と男性の育児休業取得促進

市職場における管理監督職の女性職員の割合は毎年微増し、令和5年度は22.8%ですが、更に積極的な登用が必要です。また、男性職員の育児休業取得率は令和4年度に51.4%となり半数を超える取得率となりましたが十分とは言えず、女性の参画が進まない要因の一つと考えられます。

令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、62.5%の人が「職場において男性が優遇されている(どちらかといえば男性が優遇されているを含む)」と答えています。

男女が対等の立場で共に参画し、男女双方の意見が反映されるよう、今後も市職場における管理監督職への女性職員の登用、男性職員の育児休業取得促進に向けた取り組みを市が率先して進めていきたい。

2. 男女ともに仕事と家事・育児の両立ができる社会

総務省統計局の調査(※)では、全国の子どもがいる世帯のうち6歳未満の子どもがいる世帯の夫と妻の1日当たりの家事時間(2021年)をみると、夫は30分、妻は2時間58分となっており、2016年と比べると夫は13分増加、妻は9分減少しています。また、育児時間(2021年)をみると、夫は1時間5分、妻は3時間54分となっており、2016年と比べると夫は16分増加、妻は9分増加しています。夫の家事・育児時間は増加傾向にありますが、夫と妻では家事時間に2時間28分、育児時間に2時間49分の差があります。

男女ともに仕事と家事・育児の両立ができる社会の実現に向けては、一人ひとりが、固定的性別役割分担に捉われないことの理解を深めることが肝要であり、市民に対して男性の家事・育児への参加に関する意識啓発や、企業に対して女性の積極的な登用を促し、誰もが活躍できる社会へ推進していただきたい。

※総務省統計局「社会生活基本調査」(令和3年)

3. 誰もが安心して暮らせるための支援

誰もが安心して暮らせるためには、ひとり親家庭や性的少数者、高齢者などへの支援を充実させることが大切です。

市ではひとり親家庭等の生活の安定と向上、自立の促進を図るため「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画(第4次)」を策定しています。計画に基づき、ひとり親家庭への支援を充実させることが大切です。特に、ひとり親家庭の中で見落とされやすい父子家庭や、ヤングケアラーの問題にも留意し、誰もが取り残されることが無いように計画の推進をしていただきたい。

また、多様な性のあり方について、令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、性的少数者について、言葉も意味も「知っている」と答えた人が82.1%であり、ある程度周知は進んでいます。多様な性のあり方、家族のあり方への理解をより増進するために引き続き啓発を図るとともに、ファミリーシップを含むふなばしパートナーシップ宣誓制度及びその制度の県内5市との都市間連携について、より一層の周知に努めていただきたい。

更に、高齢者の人口や単独世帯の割合は年々増加し、今後も増えていくと考えられますが、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、常に最新の状況を把握しながら高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進について、取り組んでいただきたい。

4. 地域の防災力向上への取組

「船橋市地域防災計画」では、災害時における避難所運営体制について、男女双方の視点に配慮した避難所運営を行う必要があるとしています。また、避難所運営委員会や各避難所の運営マニュアルの作成の際には、地域の女性が参加することが望ましいとしており、避難所運営体制の整備において、検討段階から女性の参画を促し、女性リーダーの育成に努めるものとしています。

それらを実現するため、地域の防災組織等で積極的に活動できる女性防災リーダーの養成について、一層の推進をお願いします。また、女性をはじめ、多様な年代や環境にある方々が地域防災に関わることの重要性を地域防災リーダー及び町会・自治会に啓発していただきたい。

5. 暴力の予防と根絶のための基盤づくり

内閣府の調査(※)では、女性の約4人に1人、男性の約5人に1人が配偶者からDV被害を受けたことがあると回答しており、女性のみならず男性にも被害者はいます。しかしながら、令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートによると、DVに関する相談窓口が市役所にあることの周知度は63.0%であり、広く周知されている状況とは言えず、相談やその後の支援にたどり着いていない被害者がいると懸念されます。

DV被害を受けている方々への被害者支援情報の周知や、被害者を生まないための予防啓発をこれまで以上に行っていただきたい。また、DVは家庭内のみならず、デートDVとして中学生や高校生の交際でも被害が生じます。10代からデートDVについての知識を持ってもらうため、関係機関と連携、協力を図りながら、周知啓発にあたっていただきたい。

※内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和3年)

6. 子育てや介護を仕事と両立できる環境づくり

女性も男性も働くことを希望する人全員が、仕事と子育て・介護との二者択一を迫られることなく働き続け、職業生活と家庭生活の両立を図りながらその能力を十分に発揮できることが重要です。このため、出産や育児、介護を機に離職をせずに就業を継続できるための更なる環境づくりが求められています。

実態として女性が多く担っている育児や介護の負担を軽減するためには支援事業の充実が必要です。保育園、放課後ルーム、介護施設等の拡充に加え、各事業における職員増員や給与処遇改善に努め、安心して預けることができるよう質の向上を図っていただきたい。

また、保育園の入所申し込みのオンライン手続きを導入したことを周知し、更なる諸手続の簡素化やICT化により保護者の負担軽減に努め、子育てしやすいまちを目指していただきたい。

7. 男女共同参画社会の実現に向けた周知啓発の推進

令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、男女の地位の平等感について、社会全体として男女が「平等になっている」と答えた人の割合が18.7%、職場の中では25.5%、しきたりや習慣では21.7%で平等感が低い結果となっています。

男性にとっても主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに家庭や地域など生活の場に積極的に関わることができ、男女が共に生きがいのある毎日を送れる男女共同参画社会を実現する必要があります。固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進について、男女共に理解を深めるとともに平等感を高められるよう、啓発活動に努めていただきたい。

また、令和4年度男女共同参画計画事業評価報告書から新たに概要版を作成し、事業実績の中から男女共同参画推進委員会で委員に特に評価された事業を掲載する試みを始めました。この概要版を活用し、市の男女共同参画に係る取り組みを市民に周知していただきたい。

8. 相談支援事業の体制の充実

市は、市民が抱える様々な問題や悩みに対して各種の相談体制を整えており、市民の安心な暮らしを支えています。

令和3年度と令和4年度の相談件数を比較すると、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の相談では8,377件から9,002件、女性相談室による女性相談は新規の相談件数が602件から622件に増加しています。また、心理発達相談員等による子どもの発達に関する相談件数は9,629件から9,973件となり、待機日数の縮減が課題となっています。

相談件数の増加や多様な相談へのニーズが高まる中、速やかな解決と適切な支援ができるよう、相談員及び支援員の適正な配置に努めるなど、より充実した相談体制の整備を進めていただきたい。

◆第17期船橋市男女共同参画推進委員会◆

会	長	大	石	聡	子	
副	会	長	小	澤	周	司
委	員	泉	響	子		
委	員	黒	田	友	紀	
委	員	木	暮	卓	義	
委	員	高	橋	利	明	
委	員	中	尾	順	子	
委	員	中	村	和	希	
委	員	畠	中	ツ	ヤ	子
委	員	藤	井	健		
委	員	文	川	和	雄	
委	員	松	本	初	惠	
委	員	山	下	晋	太	朗